

奈良県告示第五十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、筒井土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十六年五月七日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	竹本 脩	大和郡山市筒井町一三七九
〃	森川 邦雄	〃
〃	奥田 敏夫	〃
〃	出口 勝	〃
〃	菊田 佳晃	〃
〃	森 浩昭	〃
〃	石田 克正	〃
〃	西本 弘之	〃
〃	亥口 勝彦	〃
〃	中川 光義	〃
監事	井本 洋典	〃
〃	森村 誠一	〃
〃	中井 仁志	〃
〃	灰藤 好明	〃

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	竹本 脩	大和郡山市筒井町一三七九
〃	森川 邦雄	〃
〃	松田 譽	〃
〃	米山 隆雄	〃
〃	菊田 佳晃	〃
〃	森村 誠一	〃
〃	西本 勝治	〃
〃	西岡 進	〃

〃	〃	〃	監事	〃	〃
西本	石田	中川	奥田	小柴	奥田
弘之	克正	光義	敏夫	孝光	幾雄
〃	〃	〃	〃	〃	〃
一六〇〇	一六二七	一五六九	二二五	一五〇七	二二九